電気需給承諾書兼契約締結後交付書面（低圧）

様　　西暦 2026 年 04 月 01 日

【シナネン株式会社】

本書面は法令に基づき交付いたします。本書面の内容を十分にお読みください。本書面はお客さまにて保管いただきますようお願い致します。

お客さまからのお申込みにつき承諾いたしました。つきましては、電気事業法（以下「法」といいます。）第2条の14第1項及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第3条の13に従い本書面を交付し、下記小売電気事業者（以下「当社」といいます。）の電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）の適用を受ける以下の内容の電気需給契約がお客さまと当社との間に成立したことを確認いたします。

小売電気事業者	名称、本店所在地、代表者及び登録番号	シナネン株式会社 〒140-0002 東京都品川区東品川1丁目39番20号 代表取締役社長 中川 進弘　登録番号A0086
	連絡先と苦情及び問合せに応じることができる時間帯	シナネンでんきカスタマーセンター TEL：0570-034-597 受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日および年末年始を除く）

1-1 契約年月日	2026 年 04 月 01 日
1-2 供給開始日	2024 年 04 月 01 日
1-3 供給地点特定番号 （22桁）	
2-1 契約種別・エリア名	（）
2-2 契約電力、契約電流又は契約容量	契約電力、契約電流及び契約容量については、お客さまのからの申出又は使用状況によって決定するものとします。 また、お客さまの契約電流、契約容量および契約電力について、一般送配電事業者がお客さまの需要場所の託送契約を実量制として定めている場合は、お客さまの各月の契約電流、契約容量及び契約電力は、過去1年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値に応じた値といたします。
2-3 供給電圧及び周波数	・供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトです。 ・周波数は標準周波数50ヘルツ（北海道・東北・東京エリア）又は60ヘルツ（左記以外のエリア）です。
3-1 料金及び料金算定方法	料金は、託送料金相当額、電力量料金、市場連動手数料及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、実質再エネ比率100%メニュー料金及びあかりの森プロジェクト料金を加えたものとします。上限金額の設定はございません。 ・託送料金相当額、電力量料金及び市場連動手数料は別紙「シナネンあかりの森でんき（マーケットリンク）料金表」4記載のとおりとします。 ・再生可能エネルギー発電促進賦課金はお客さまの需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者（その小売電気事業を承継したものを含みます。）に準ずるものとします。 ・実質再エネ比率100%メニュー料金及びあかりの森プロジェクト料金は、別紙「シナネンあかりの森でんき（マーケットリンク）料金表」6記載のとおりとします。

3-2 実質再エネ比率メニュー	実質再エネ比率100%メニュー（(a)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の非FIT再エネ電気（再エネ）、(b)再生可能エネルギー指定の非化石証書付のFIT電気（※1）（再エネ）又は(c)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の(a)若しくは(b)以外の電気（実質再エネ）（※2）（以下(a)～(c)をあわせて「実質再エネ電気」といいます。）を100%使用するものをいいます。調整後CO2排出係数0.000kg-CO2/kWh。） ※1 FIT電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われており、FIT電気自体にはCO2ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく、非化石証書が使用される場合に限りCO2ゼロエミッション価値を有することとなります。使用される非化石証書が再生可能エネルギー指定の非化石証書である場合はCO2ゼロエミッション価値とともに再生可能エネルギー電源としての価値も有することになります。 ※2 (c)の場合の主な電源種は、日本卸電力取引所から調達した電気、FIT電気、火力発電所（石炭、ガス）、太陽光発発電所、水力発電所等により発電された電気です。実績値は確定後ウェブサイト（https://www.sinanen.com/）でご案内します。
3-3 あかりの森プロジェクトへの参画	あかりの森プロジェクトへの参画有 ※あかりの森プロジェクトの内容の詳細につきましては当社のウェブサイト（https://www.sinanen.com/）にてご確認ください。
3-4 工事費等お客さまにご負担いただく費用	新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又はお客さまの希望による供給設備変更に係る工事費用はお客さまにご負担いただくことがあります。 また、料金算定上必要な計量器その他付属装置及び区分装置は原則としてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（事業の全部の譲渡、合併又は会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含み、以下、「本一般送配電事業者」といいます。）の負担で取り付けます。その他詳細は本約款第45条及び第46条に記載のとおりです。
3-5 その他お客さまにご負担いただく費用	・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じてその算定の対象となる料金の金額に対する年利14.6%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払方法を自動引き落としと定めている場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過して、お客さまが指定する口座から引き落とされたとき、又は料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 ・お客さまに口座振込みにてお支払いいただく際の振込手数料はお客さま負担となります。
3-6 お支払方法・支払期日	お支払いは、クレジットカード払いとします。クレジットカードのご利用日は翌月15日（営業日でない場合は、その後の最初の営業日）となります。お客さまからのクレジットカード会社へのお支払いは、当該クレジットカード会社の規約に基づきます。ただし、本一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は当社指定の口座に振込みにてお支払いいただきます。 電気料金等のお知らせはお客さまのマイページ（https://akarinomori.com/mypage/）にてご確認をお願いします。請求書、領収書の発行は行いません。
4-1 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法	使用電力量の計量は、本一般送配電事業者が設置した記録型計量器の読みに基づき、 検針における記録型計量器の読みと前回検針時の読みとの差し引きによるものとします。料金の算定期間は「1月」とし、 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。
4-2 お客さま側の保安等に関するご協力 （詳細につきましては本一般送配電事業者の公表する託送供給等約款（以下「本託送供給等約款」といいます。）をご参照下さい。）	**お客さまの土地、又は建物への立ち入り及び調査：** 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、本一般送配電事業者が、お客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。 この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。 **保安に対するお客さまの協力：** お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合、すみやかに本一般送配電事業者にご連絡ください。 ・電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合 **供給の中止または使用の制限もしくは中止：** 次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、又は制限していただく場合があります。 ・本一般送配電事業者又はお客さまの電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合 ・本一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合 ・その他保安上必要がある場合

5-1 契約期間及び更新時期並びに変更・解約方法	・契約期間は電気需給契約の成立日から始まり、料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。 ・期間満了日の14日前までに別段の意思表示のない場合は、契約満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。 ・契約内容の変更・解約を希望される場合は、原則として変更・解約される14日前までにお客さまのマイページ（https://akarinomori.com/mypage/） より手続をお願いいたします。
5-2 お客さまからの申出による解約に伴う違約金その他のお客さまの負担となるもの	**解約事務手数料：** お客さまの申し出により解約となる場合、解約手続きとして事務作業が発生するため、解約事務手数料3,300円（消費税・地方消費税込）をお支払いいただきます。 ただし、以下の理由の場合を除きます。 ・当社の供給可能エリア以外への転居による解約の場合。但し、転居先でも引き続き当社とご契約頂ける場合は、解約事務手数料は頂きません。 ・その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合 **契約後、供給開始前の契約解除：** 本一般送配電事業者が供給設備の一部又は全部を設置したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を変更又は廃止される場合は、当社は本一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。 **契約後１年未満の契約解除：** お客さまが契約電力、契約電流又は契約容量を新たに設定された後に、１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、 電気需給契約が消滅する場合、又はお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力、 契約電流もしくは契約容量の変更又は電気需給契約が消滅する場合、本一般送配電事業者との間の託送供給契約に基づき当社に請求された料金、 工事費の精算額をお客さまから申し受けます。
5-3 当社からの申出による変更	・当社は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により必要が生じた場合、電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更し、電気需給契約を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、原則として、料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。 ・一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金が変更された場合、みなし小売電気事業者がお客さまの契約種別に相当する当該みなし小売電気事業者の契約種別、料金プラン等の基本料金もしくは電力量料金を改定（料金体系に影響を及ぼす約款等の改定を含む。）した場合、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、又は電力取引に関連する法令・条例・規則・ガイドライン等の改正等若しくは電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰により当社の電力等の調達コストが大幅に増加する場合には、当社は、当社が適当と判断する方法であらかじめお客さまに通知をすることにより、基本料金、電力量料金その他の料金を変更することができるものとします。
5-4 当社からの申出による解約	次のいずれかに該当する場合には、当社は電気需給契約を解約する場合があります。 ・法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等、 国内の電力事情 および当社の事業環境に急激な変化が生じ、その状態が解消される見込みが立たず、 当社による供給の継続が難しい状態となった場合に、当社が解約日の2ヶ月以上前までにお客さまに通知をした場合 ・お客さまの責めによる保安上の必要や電気の不正使用などで電気供給が停止されその原因となる事由が解消されない場合 ・お客さまが電気料金を支払期日をさらに15日過ぎて、なお支払われない場合 ・お客さまが電気料金以外の債務を支払わない場合 ・お客さまが支払停止状態に陥り、お客さまにつき倒産手続、強制執行手続、滞納処分等がなされた場合 ・お客さまが本約款に記載されている事項に違反した場合 ・お客さまが反社会的勢力と判明した場合、又は反社会的勢力の疑いがあると認められた場合
6-1 電気の使用方法の制限	お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合、 又はそのおそれがある場合、お客さまの負担が必要な対策を行って電気を使用していただきます。
6-2	・その他事項については、本約款に従い取り扱います。

その他特記事項	・本約款は、当社のウェブサイト（https://sinanen.com/company/agreement/） にて 掲示しております。また、当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。その際には、上記当社のウェブサイト等を通じてお客さまに予めお知らせいたします。 なお、書面による本約款をご希望のお客さまは、シナネンでんきカスタマーセンターまでご連絡下さい。 ・お客さまは、次の事項につきあらかじめご承諾いただくものとします。 ①電気需給契約を更新する場合には、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、法第2条の13の書面を交付することなく 更新後の契約期間のみを説明することができ、法第2条の14にもとづき交付すべき書面の記載事項については、 当社の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該更新後の新たな契約期間のみとすることができるものとします。 ②電気需給契約を変更する場合には、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、当該変更をしようとする事項のみを説明することができ、 法第2条の13および第2条の14にもとづき交付すべき書面の記載事項は、法第2条の13にもとづき交付すべき書面については、 当社等の名称および住所ならびに当該変更をしようとする事項のみとし、法第2条の14にもとづき交付すべき書面については、 当社等の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該変更をしようとする事項のみとすることができるものとします。 また、上記にかかわらず、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、 当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、当該変更をしようとする事項の概要について説明すれば足り、また、法第2条の13 および第2条の14の書面を交付しないことができるものとします。 ③当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、お客さまに交付すべき法第2条の13および第2条の14の書面の交付に代えて、 当該書面に記載すべき事項を当社のウェブサイト、電子メール等の電磁的方法によりお客さまに提供することができるものとします。 ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約の中途解約に伴う解約金等が発生する可能性があります。 詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。 ・お客さまの契約種別は、電気の卸電力市場における市場価格に連動して料金が変動する契約種別であり、市場価格の高騰時には、お客さまが当社に支払う電気料金が上昇するリスクがあります。また、当社は、お客さまの契約種別が、他の契約種別よりも安価であることを保証するものではありません。

別紙

シナネンあかりの森でんき
（マーケットリンク）料金表

目 次

1 適用対象となるお客さま
2 料金表の変更
3 料金単価に係る消費税等相当額
4 電気料金
5 日割計算の算定式
6 環境配慮料金
7 解約事務手数料
8 確認事項
9 その他
附 則

シナネンあかりの森でんき
（マーケットリンク）料金表

・1 適用対象となるお客さま

このシナネンあかりの森でんき（マーケットリンク）料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第15条第(1)項に定める「シナネンあかりの森でんき（マーケットリンク）」が適用されるお客さまに適用いたします。

・2 料金表の変更

(1) 当社は、約款第2条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
(2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

・3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

・4 電気料金

(1) 電気料金は、託送料金相当額、電力量料金、市場連動手数料（管理手数料及び容量拠出金等料金）に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(2) 託送料金相当額
一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づく、接続送電サービス料金の基本料金と電力量料金の相当額の合計とします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金が変更された場合には、当社は、それに応じて、イおよびロの表に記載される料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

イ 接続送電サービス料金の基本料金相当額（託送基本料金相当額）は次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金相当額は、半額といたします。

エリア	託送基本料金相当額	
北海道エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	295円90銭
東北エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	226円60銭

東京エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	230円67銭
中部エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	214円50銭
北陸エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	242円00銭
関西エリア	契約電流60Aまたは契約容量6kVAまたは契約電力6kWまで	290円40銭
	上記をこえる契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	96円80銭
中国エリア	契約電流60Aまたは契約容量6kVAまたは契約電力6kWまで	326円70銭
	上記をこえる契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	108円90銭
四国エリア	契約電流60Aまたは契約容量6kVAまたは契約電力6kWまで	363円00銭
	上記をこえる契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	121円00銭
九州エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	227円38銭
沖縄エリア	契約電流10Aまたは契約容量1kVAまたは契約電力1kWにつき	304円58銭

ロ 接続送電サービス料金の電力量料金相当額（託送従量料金相当額）は次のとおりとします。

エリア	託送従量料金相当額	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	8円24銭
東北エリア		8円58銭
東京エリア		6円97銭
中部エリア		7円91銭
北陸エリア		6円83銭
関西エリア		7円62銭
中国エリア		9円09銭
四国エリア		8円82銭
九州エリア		7円87銭
沖縄エリア		11円54銭

(3) 電力量料金
電力量料金は、以下の計算式により算出します。

【計算式】
（30分毎のエリアプライス※1+売買手数料※2）÷（1‐エリア損失率※3）×1.1（消費税等相当額）×30分毎の使用電力量

※1「エリアプライス」とは、日本卸電力取引所のスポット取引市場における、お客さまの需要場所が存するエリアの30分単位のエリアプライス（円/kWh）をいいます。なお、スポット取引市場取引の停止により当該エリアプライスを参照することができない場合、インバランス料金情報公表ウェブサイトにおいて公表される、該当するエリアの30分単位ごとのインバランス単価（速報値）をエリアプライスとして適用いたします。
※2「売買手数料」とは日本卸電力取引所のスポット取引売買手数料のうち約定従量制にかかる金額（0.03円/kWh（税抜））をいいます。なお、日本卸電力取引所の公表するスポット取引市場の売買手数料が変更された場合には、当社は、それに応じて、売買手数料を変更することができるものとします。
※3「エリア損失率>」とは、一般送配電事業者が託送供給等約款又はその他の方法により公表する数値として、以下のとおりとします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され当該約款に定める損失率が変更された場合には、当社は、それに応じて、以下の表に記載されるエリア損失率を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

エリア	エリア損失率
北海道エリア	7.9%
東北エリア	8.5%
東京エリア	6.9%
中部エリア	7.1%
北陸エリア	7.8%
関西エリア	7.8%
中国エリア	7.7%
四国エリア	8.1%
九州エリア	8.6%
沖縄エリア	6.4%

(4) 市場連動手数料
市場連動手数料は、以下の管理手数料と容量拠出金等料金の合計とします。
イ 管理手数料
管理手数料は以下のとおりとします。

最初の700キロワット時までの1キロワット時につき	6円60銭

700キロワット時をこえる1キロワット時につき	3円30銭

ロ 容量拠出金等料金

エリア	容量拠出金等料金
北海道エリア	1.98円/kWh
東北エリア	1.65円/kWh
東京エリア	1.65円/kWh
中部エリア	1.65円/kWh
北陸エリア	1.65円/kWh
関西エリア	1.65円/kWh
中国エリア	1.65円/kWh
四国エリア	1.65円/kWh
九州エリア	1.98円/kWh
沖縄エリア	0円/kWh

ただし、当社が当該年度に負担する容量拠出金の負担額に応じて、容量拠出金等料金の額は、毎年度、変動するものとし、前年度の12月末頃、翌年度の容量拠出金等料金について、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

・5 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

① 託送基本料金相当額を日割りする場合

1ヶ月の該当料金 × （ 日割計算対象日数 ÷ 料金の算定期間の日数 ）

ただし，約款第19条ハに該当する場合は，

日割計算対象日数 ÷ 料金の算定期間の日数 は、 日割計算対象日数 ÷ 検針期間の暦日数 とします。

② 管理手数料の料金適用上の電力量区分にかかる電力量を日割りする場合

第1段階料金適用電力量＝700キロワット時 × （ 日割計算対象日数 ÷ 料金の算定期間の日数 ）

上記において、第1段階料金適用電力量とは、最初の700キロワット時までの1キロワット時当たりの管理手数料が適用される電力量をいいます。

ただし，約款第19条ハに該当する場合は，

日割計算対象日数 ÷ 料金の算定期間の日数 は、 日割計算対象日数 ÷ 検針期間の暦日数 とします。

・6 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯する環境配慮メニューは次のとおりとします。

実質再エネ比率100%メニュー	1キロワット時につき	0円99銭
あかりの森プロジェクト料金	1キロワット時につき	0円10銭

・7 解約事務手数料

約款第40条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1電気需給契約につき	3,300円

・8 確認事項

シナネンあかりの森でんき（マーケットリンク）は、電気の卸電力市場における市場価格に連動して料金が変動する契約種別であり、市場価格の高騰時には、お客さまが当社に支払う電気料金が上昇するリスクがあります。また、当社は、シナネンあかりの森でんき（マーケットリンク）が、他の契約種別よりも安価であることを保証するものではありません。

・9 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和8年4月1日から実施いたします。